

■ これからの福岡市の障がい福祉施策のあり方についてのアンケート調査について

1. 目的

現在策定中の「福岡市保健福祉総合計画」において、今後、超高齢社会を迎えるにあたり、これからの本市における障がい福祉施策のあり方について検討するため、障がいのある当事者の方々のご意見をうかがうことを目的とする。

2. 意見募集期間

平成27年8月5日(水)から平成27年8月31日(月)

3. 実施方法

郵送にて障がい者団体(約60団体)あてにアンケート協力依頼文及び調査票を送付。
また、福岡市ホームページにも音声読み上げ対応のテキスト版と併せて掲載した。

4. 意見募集結果

意見提出状況

提出団体数 …33 団体

意見件数 …173 件

【参考:意見件数内訳】

1. 地域生活支援関連	113 件	2. 就労支援・社会参加関連	15 件
在宅サービス関連	14 件	就労支援関連	6 件
居宅介護について	4 件	意思疎通支援関連	5 件
短期入所について	6 件	環境整備関連	2 件
計画相談支援について	3 件	社会参加支援関連	2 件
日中一時支援について	1 件	社会参加推進センターについて	1 件
移動支援関連	20 件	その他	1 件
行動援護について	1 件	4. 権利擁護関連	5 件
移動支援について	11 件	権利擁護関連	5 件
その他	8 件	成年後見制度利用支援事業について	1 件
施設サービス関連	8 件	その他	4 件
地域活動支援センター I 型について	2 件	5. 差別解消関連	9 件
強度行動障がい者支援事業について	2 件	6. 障がいのある子どもへの支援関連	4 件
その他	4 件	相談関連	1 件
相談支援関連	6 件	療育関連	1 件
知的・精神障がい者相談支援センターについて	1 件	その他	2 件
障がい者基幹相談支援センター(虐待防止センター)について	1 件	7. その他(全体的な意見)	27 件
その他	4 件		
生活用具関連	2 件		
日常生活用具の給付について	1 件		
その他	1 件		
年金・手当関連	2 件		
障害基礎年金について	1 件		
福岡市重度心身障がい者福祉手当について	1 件		
住宅支援関連	11 件		
グループホームについて	11 件		
保健・医療関連	8 件		
重度障害者医療費助成制度について	2 件		
その他	6 件		
発達障がい関連	3 件		
難病関連	4 件		
災害対策関連	5 件		
人材育成・研修関連	3 件		
その他(複数にまたがるもの含む)	27 件		

5. 意見概要

【多かった意見】

- 移動支援について、利用範囲の拡大(散歩, 目的地での活動中の支援, 通学など)や対象者拡大について
- 長期入院からの地域への移行や, 親亡き後を見据えた, グループホームの増設, 支援員の増員や処遇の改善
- 相談支援体制の充実
- 支援者の人材育成の充実

【新たな取り組みについての意見】

- 家族支援として, 365日24時間対応の支援制度の整備
- 地域生活支援拠点の整備
- 親亡き後も地域で安心して生活していける仕組みづくり
- 差別禁止条例の制定
- 手話言語条例の制定

6. 意見詳細(主な事業ごとに分類)

*凡例:主とする障がい種別
【身】身体障がい,【知】知的障がい,【精】精神障がい,【難】難病

1. 地域生活支援関連

主な事業	意見	団体 番号
在宅サービス関連		
居宅介護について	<p>地域生活を支える重要な柱となる居宅支援がヘルパー不足が深刻化しており、この問題の調査や緊急対応を検討すべきである。</p>	08
	<p>入所施設およびグループホーム利用者が一時帰宅する際、自宅での介護が問題になっています。入所している人の大半が重度であり、家族も高齢化し介護することが負担になる中、正月などの一時帰宅をあきらめる声が上がっています。</p> <p>現在、福岡市では入所施設利用者に居宅介護等の支給はなされておりません。</p> <p>しかし、厚生労働省が各自治体に向けた通知文「介護給付費等の支給決定等について」(障発 0330 第 30 号平成 24 年 3 月 30 日)において、「障害者支援施設、のぞみの園若しくは旧法指定施設に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び日中活動サービス(旧法指定施設の入所者に限る。)について支給決定を行うことは可能である。」と謳われています。</p> <p>家族と離れて生活する入所者は、年に何度かの一時帰宅が家族とふれあい家庭のぬくもりを体感する数少ない大切な場面です。入所施設およびグループホーム利用者で支援が必要な重度障がい者においては、一時帰宅中の居宅介護等を支給し、支援して下さい。</p>	60
	<p>重度の障がい者・児に対して、入院中のヘルパー利用を認めてください。</p> <p>各病院は完全看護を謳っているものの、実態としては重度の障がい者が入院する場合、多くが介護者の付き添いを求められます。病院の勤務体制では対応が困難だからであり、それは市内の大学病院でさえもです。介護者の付き添いがなければ断られることもあります。障がいのある人は医療関係者へ自身の状態や介護方法を自分で伝えることは難しい人が多く、日常を良く知る人がそれを伝えることをしなければ適切な医療行為を受けることすらできません。現在は施設やグループホーム等に入所中の人は職員がボランティアとして付添しているケースがありますが、本来の業務に多大な支障をきたす結果となっています。ま</p>	60

主な事業	意見	団体 番号
	<p>た家族は高齢になっており、付添ができない人も多くあります。</p> <p>国において、入院中のヘルパー利用は支給の算定外とされている中で、久留米市、松山市、西宮市、大阪市、神戸市など他の市町村では地域生活支援事業のコミュニケーション支援を使って障がい者の入院中のヘルパー利用を実施しています。</p> <p>福岡市においては、入院時コミュニケーション支援事業を開始されましたが、その対象者は限定され、利用できない人が大半です。改善拡充をお願いします。</p>	
	<p><u>通院時の診察中、検査中、リハビリ中の介護給付を認めてください。</u></p> <p>福岡市は、通院時の診察中、検査中、リハビリ中は介護給付費算定の対象外とされています。診察中については、構音障がいや座位保持が困難などの申立書があれば、特例が認められていますが、知的障がいのある方は認められていません。</p> <p>知的障がいがあり、行動障がいのある方の受診時には、ヘルパー支援そのものがないと継続できないケースも多くあります。医師から家庭での注意事項等を聞いて家族に申し伝えることも多くあり、体調管理の面で医師、訓練士との連携も重要となっています。</p> <p>また、独居の障がい者の場合、自己管理できない障がい者もおり、健康管理など生活全般に関するコーディネートをする必要上、医師の診察結果などをヘルパーも一緒に聞かなければなりません。</p> <p>診察中等の特例対象を拡大して下さい。</p>	60
短期入所について	<p><u>障害がうんと重いひとたちを緊急時に受け止められる短期入所も不足している。今後は、単独ショートがもっと大きな役割をもっていくことが考えられるので、その運営改善は必要である。</u></p>	08
	<p><u>医療的ケアについてはショートステイの拡充が期待されていますが、老人保健施設での受け入れについては、実績など検証して慎重に対応してもらいたい。</u></p>	30 【精】
	<p>医療ショートステイを実施する医療機関・老健施設等への拡充の働きかけ。</p>	37 【身】
	<p><u>緊急時の利用はもちろんですが、親から離れて暮らす練習が必要です。</u></p> <p>(1)現状は、親元を離れて暮らすための練習のための利用は、ほとんどできない状況です。知的障がいのある人たちは、環境の変化に弱いので、いずれ、親とは暮らせなくなることは自然の摂理においては必然であるので、練習・体験も可能になるように整備をしてください。</p> <p>(2)ショートステイを受け入れる事業所は、ショートステイのための支援</p>	54 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>員の加配がありません。ショートステイを利用する側も不安、いつも利用している人たちもいつもと違う雰囲気です。不安、という状況では支援員も加配が必要です。</p> <p>福岡市障がい者等生活支援協議会の福祉型短期入所部会において検討された「<u>共同支援の創設</u>」、「<u>訪問型レスパイト事業の創設</u>」を具体化してください。</p> <p>医療的ケアが必要な方の、緊急時に利用したい短期入所事業所を確保していくことや、短期入所事業所に行くことが困難な最重度の方を介護している人のレスパイトを実現していくことは、地域生活支援協議会の報告書にもあるとおりたいへん重要だと思います。</p>	60
計画相談支援について	<p><u>相談支援専門員のサービス等利用計画の質を担保する助言、指導体制を作ってください。</u></p> <p>①居宅介護やショートステイ等の在宅サービス制度や資源の実態、担当者会議や調整手順などの理解と実務力を担保してください。</p> <p>②児童や障がいの重い利用者のプランについて、家族だけでなく、本人ニーズを中心に、日中活動、在宅サービスの情報が適切に反映するプラン作成力を促進してください。</p> <p><u>地域生活を支えていくための核となる相談事業は、3障害を越えた総合相談事業所として、細かく地域生活に配慮した相談事業を進めていくためには、箇所数と相談員の増員が必要である。</u></p> <p>介護時間数が足りていない現状と個々の実情から、支援相談員とセルフプラン共に事情とニーズを勘案し生活困難に陥らず、円滑で人間としての暮らしを過ごせるような体制を考えること</p>	01 【知】 08 67
日中一時支援について	<p><u>日中一時支援の重度障がい者の報酬単価を見直し運営が維持できるようにして下さい。</u></p> <p>(1)報酬費の増額とともに支援区分単位の単価設定とし、区分 6 の方などマンツーマン対応が必要な障がいの重い人の介助ができるようにして下さい。</p> <p>(2)強度行動障がいの方の支援時は加算をしてください。</p>	01 【知】
移動支援関連		
行動援護について	<p><u>行動援護の体制整備と拡充を図ってください。</u></p> <p>(1)研修の充実を図って下さい</p> <p>(2)行動援護の利用者は、直接支援以外に事前の打合せや担当者、ケース会議などが多くの時間を多く費やしており加算を付けて下さい</p> <p>(3)福岡市から、社会福祉法人、居宅介護事業所などに行動援護事業所申請を促進するよう呼びかけて下さい。</p>	01 【知】

主な事業	意見	団体 番号
同行援護について	視覚障害者の移動保障、情報保障のための同行援護事業については、通学や通勤を始めた時の慣れるまでの期間に限って利用できるようにする等、個人のニーズに応じて決定されることが必要です。	46 【身】
移動支援について	移動支援の支給量は実態に応じて時間を決定して下さい。 (1)一律 40 時間ではなく実態に応じた支給をしてください。 (2)B手帳の方も含め支給決定をして下さい。B手帳の方がバス等の公共機関利用の経験を積み獲得すれば、自立度が高くなり社会参加が促進されます。	01 【知】
	移動支援を、地域生活の充実と社会参加を進めていくために大きな役割を果たしていることと障害者権利条約で力強く言われている「他の者」との平等の生活を個人レベルで保障していくためには、重要な柱となる事業であるという位置づけを明確にすること。その上、 <u>利用制限の大幅見直しが必要</u> です。	08
	移動支援では、すべての知的障がい者の通院に関して診察、検査、リハビリ等について対象にしてください。	30 【精】
	移動支援については、療育手帳A、身体障害三肢以上などの制限を設けず、 <u>ニーズに応じて支給</u> してください。	32
	<p>いどうしえん ほんにん しゃかいさんか い し そんちよう のぞ [移動支援について] — 本人の社会参加の意思を尊重するよう望みます</p> <p>す</p> <p>たいしやうせいげん 1. 対象制限について</p> <p>しんたいしやうがい ひと さん し いじよう しょうがい しきゆうようけん 身体障害の人については、三肢以上に障害があることが支給要件 となっています。両下肢に障害がある人は、自力で歩行することは たいへんこんなん ふかのう に し りゆう しきゆう 大変困難(または不可能)ですが、二肢のみということを理由に支給され ていません。これでは自分で品定めをしながら気に入ったものを買 物 することや、参加したいイベントがあっても諦めざるを得ません。</p> <p>つういん じ いがい いちにちじゅうべつど よこ じょうたい 通院時以外は一日中ベッドに横になっているしかないという状態 はいようしょうこうぐん しんこう い きぼう うしな きしねんりよ よ お は、廃用症候群を進行させ、生きる希望を失って希死念慮を呼び起 すこともあり、それが著しい人権侵害だと考えます。</p> <p>りょうかし しょうがい ひと いどうしえん しきゆう のぞ <u>両下肢に障害のある人に、移動支援を支給することを望みます。</u></p> <p>もくてきせいげん 2. 目的地制限について</p> <p>ぷー る りようちゆう こうじょたいしやう こうえん りよう みと プール利用中は控除対象となり、公園の利用もまた認められていま</p>	33

主な事業	意見	団体 番号
	<p>せん。プールについては、利用中はプールスタッフが対応することが理由となっていますが、現実には市民プールにそのようなスタッフは確保されていません。</p> <p>また、福岡市の管理する公園では、他自治体の障害者が楽しんでいのに福岡市内の障害者が利用できないという、奇妙な逆転現象がおきています。</p> <p>いずれの場所も、障害のない人は自由に楽しむことができ、平等の権利が障害者には認められていません。</p> <p><u>目的地の制限をなくし、障害のない人と平等の権利を認めるよう望みます。</u></p>	
	<p>ガイドヘルプ利用制限の緩和(対象者・利用内容)。幅広い社会参加活動、健康維持・増進の活動等の保障。</p>	37 【身】
	<p>1. 移動支援は、本人たちにとって、社会参加に大きく関わっています。移動は、通院や手続きなどから、知的障がいのある人たちにとっては、学びの機会でもあります。知的障がいのある人たちは、経験や体験から学んでいくことが多いです。その学びの機会が外出や余暇活動です。</p> <p>(1)療育手帳Bの人たちも利用できるようにしてください。障がいの暮らしにくさは、知能指数だけでは決まりません。移動支援が使えず、一人でかけて犯罪に巻き込まれることも少なくありません。</p> <p>(2)散歩は、大切な社会参加の第1歩です。買い物の途中に公園を通るのは、OKで、公園だけを目的にしては、NGというのではなく、本来の目的をきちんと認めて、法の網をくぐるようなことはしなくて良い様にしてください。</p> <p>(3)移動、だけでは、社会参加できません。移動の先の支援があって、でかけることができます。例えば、通院支援でも移動支援でも同じですが、院内の待合室で待つ時も、診察を受ける時も支援が必要です。この場合、院内では病院のスタッフが支援することになっていますが、現実には、そうはなっていません。福祉ではみられないのであれば、医療関係者に、院内では、医療スタッフが支援することを周知させてください。そして、医療関係者にも知的障がいについて理解を深めるよう指導を行ってください。</p> <p>(4)知的障がいのある人たちの支援は、身体介護ではなくて、配慮した</p>	54 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>見守り、声掛けはほとんど常に必要です。身体介護にはない苦労をヘルパーの方にかけていると感じています。聞くところによると、身体介護がある、なしでは、報酬単価が大きく違うように聞きました。<u>必要な支援量に対して、報酬が決まるような工夫をしてください。</u></p> <p>(5)<u>グループホームを利用していてもグループホームを起点・終点で利用できるようにしてください。</u>グループホームには、世話人や支援員はいるが、外出まで支援するほど余裕のある人員配置がなされていません。</p> <p>(6)<u>入院時の付き添いについて、整備をしてください。</u></p>	
	<p>障がい者の社会参加促進に大きな役割を果たしている移動支援ですが、一方では周辺市町村と比較した場合、<u>福岡市は利用目的の制限が多く、改善を望む声が多く上げられています。</u></p> <p>1. <u>散歩</u> 散歩は「目的のない外出」として禁止していますが、重度障がい者にとってはそれ自体が大きな社会参加の一環だと思われます。障がい福祉サービスにおける行動援護や同行援護、重度訪問介護による外出支援では本市においても散歩を認めており、その整合性は疑問です。 知的障がい者の例では、散歩で適度に運動することにより、夜間の安眠につながることから希望する人が多くいます。 散歩を社会参加への入り口としての重要な活動と位置づけ、サービス利用の対象として下さい。</p> <p>2. <u>通学</u> 現在福岡市では、移動支援における通学は、家族が障がい等の理由で介護が出来ない場合に特例として認めています。 しかし、社会情勢が変化する中、共働きが求められる経済状況であり、毎日のバス停までの送迎は家族の負担、もしくは働くことをあきらめざるを得ず経済的不利を余儀なくされています。 また、家族が急病の場合など、送迎が出来ず学校を休ませる事例もあります。 ユニバーサル都市を掲げる福岡市だからこそ、子育て支援の観点と、労働者の確保、所得向上といった経済活性化の観点両面から通学支援の拡充を望みます。 なお、他市では家族の就労を理由とした通学支援の場合、自己負担のあり方を変えることで実施しているところもありますので、そうした取り組みを参考にご検討下さい。</p>	60

主な事業	意見	団体 番号
	<p>3. <u>外出先での支援</u> 移動支援は「移動のための支援」という位置づけで福岡市では運用されています。</p> <p>しかし、実際には外出先での支援がなくては目的が果たせないケースが多く、外出をあきらめたり、自費サービスとしてお願いするため、自己負担増から外出機会を減らすことにつながっています。</p> <p>プール内支援など、他市町村で認めているところもありますし、移動支援の位置づけを外出支援という支援費制度時代の従来の考えに戻し、外出先での支援を含めた運用に改善して下さい。</p> <p>4. <u>利用対象者の拡充</u> 療育手帳B判定の知的障がい者は移動支援の対象外と福岡市ではなっていますが、中には外出時に支援が必要な人もいます。B判定を一律に対象外とするのではなく、障がい支援区分の認定調査等で支援の必要度を計り、支援が必要な人が利用できるように新たなルールを検討して下さい。</p>	
	<p>グループホーム利用者は24年度を受給者証更新時から一部の特例を除いては移動支援の支給停止となっています。グループホームの世話人が外出支援をするべきとの考えからだ福岡市は説明しています。</p> <p>しかし、現実にはグループホーム利用者の個別対応できる人員体制はなく、個別対応した場合、他の利用者に対応する職員がいなくなります。</p> <p>また、グループホームは居宅という位置づけで、従来より移動支援を支給してきました。入所施設が増える見込みがない中、親亡き後の重度障がい者の受け皿としてグループホームは期待されています。そういった人たちの社会参加を保障するためにも、支給ルール変更を再度見直し、<u>グループホーム利用者の移動支援支給をお願いします。</u></p>	60
	<p><u>ガイドヘルプ支給決定では本人・事業者の意見の反映</u></p>	65
その他について	<p>JRと西鉄の交通費割引を身体や知的障がいと同様になるよう働きかけをしてください。</p>	04 【精】
	<p>バス・電車の運賃割引適用のために事業者に要請をしてください。</p>	30 【精】
	<p><u>障がい者在宅福祉事業の現行制度の継続をお願いします。</u> 事由：障がい者の日常生活の利便性、社会活動の範囲の拡大、社会参加目的などに積極的に参加が可能となるよう「地下鉄料金の助成」、「福祉乗車券の交付」、「福祉タクシー料金助成」、「移送サービス」、「タクシー料金の1割引制度」、「市営渡船運賃の割引」、「市営駐車場の料</p>	39 【難】

主な事業	意見	団体 番号
	金の減免」、「市営自転車駐車場の料金の減免」、「福祉バス」などの継続をお願いします。	
	患者の仲間と交流する楽しみがあるのですが、介護保険の制度では利用するのが難しく、まだ病気が進行してないか、家族が同伴するかし、交流会にも参加できない状況です。病状が進行しても外に出かけられる制度を考えてほしいと思います。	40 【難】
	公共交通機関の割引を身体や知的障がい者と同様にしてほしい。	51 【精】
施設サービス関連		
地域活動支援センター I 型について	地域活動支援センター I 型は今後利用者が増えていくと思われます。区に 2~3 か所は必要。	04 【精】
	依然厳しい運営状況におかれている地域活動支援センターのさらなる運営改善が必要。また、精神分野において、極めて重要な役割・機能を果たしている(I)型の運営改善は、急務である。	08
強度行動障がい者支援事業について	生活介護など通所施設で強度行動障がいのある方の支援時に加算をし、強度行動障がいのある方を受け入れる通所施設を増やしてください。	01 【知】
	緊急対応機能の充実(集中支援機能の「か~む」への機能増)	65
その他について	知的障害者の入所施設は昼夜一貫した支援体制にし、利用者が快適に暮らせる終の住居として位置付けること。またグループホームも利用者の住居として必要な支援員を福岡市独自の配置増しを行い充実すること。 理由)入所施設はそれぞれの地域に存在する利用者の暮らしの場であり、利用者は地域住民です。一日の様々な自己決定をする生活が、支援なくして生きることが困難な知的障害者の暮らしの場が単なる「事業所」であり、昼夜分断の制度であることは不適切で不合理です。	42 【知】
	入所施設やグループホームの生活が人並みに快適であるために、その暮らしを支える職員配置数を増やし、職員の資質向上の研修制度の設置も義務付けられること。 理由)抵抗力の弱い知的障害者虐待事件は、職員不足による労働過重・低賃金・研修を必須要件としない職員体制などの問題点を改善することが急務です。処罰のみが事件解決の道であるかのごとき現状では虐待事件は防げず、法律は飾り物となります。	42 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>高齢者、障がい者が増えているのが、グラフ等でわかります。やはり、最後は安心して住める場所の整備が必要と思います。ショートステイや、ホームヘルプも必要ですが、<u>入所施設を増やしていただきたいです。</u></p>	56
相談支援関連		
知的・精神障がい者相談支援センターについて	<p><u>精神障がいのことや、地域活動支援センター I 型や相談支援センターの事業があることを、広く市民に啓発してほしい。</u>病院でも知らないところがあります。</p>	27 【精】
障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）について	<p><u>現在のそれぞれのセンターを基幹相談支援センターとすることはいいと思いますが、全障がい一元化は反対です。</u>現在のままで障がい児・者一貫した方が、より手厚い支援ができるし、専門的な機関になるのではないでしょうか。又、運営母体の社会福祉法人への説明や意見の聞き取りも同時進行にしてください。</p>	04 【精】
その他について	<p>相談支援に市として、様々な取り組みをされているかと思いますが、まだまだ目に見えての取り組み内容が、残念ながら見えません。<u>相談窓口の啓発(見える化)等、継続した活動をお願いしたい</u>と思います。</p>	12 【知】
	<p>各区に 15 か所の相談支援センターが出来るとのことだが、<u>各区においての相談支援員の発達障がいに対する専門性の確保をお願いしたい。</u>相談者がたらい回しにされることのないように、人材育成にも力を注いでほしい。</p>	24 【精】
	<p>相談支援体制の見直しについては、将来の予測を踏まえて実施までの検討期間を十分取った後に移行すべきではないか。</p>	30 【精】
	<p>機具だけではなく、成年後見制度等、そういった場所で気兼ねなく相談、アドバイスを受けられるようなら、本人ではなく周りの者が、どれほど心強く助かるかわかりません。<u>制度はあっても、どこに相談してよいのかわからないのが現状のようです。</u>私も一度聞きましたが難しくよくわかりません。それに電話では先方が理解してくれるほど話せないからです。</p>	45 【身】
	<p>○相談支援事業について 1. <u>相談支援体制の見直しについては、将来の予測を踏まえて、実施までの検討期間を十分取った後に移行してください。</u>設置数及び職員増についても検討ください。 2. 福岡市保健福祉総合計画策定後の福祉施策について、計画相談支援事業が開始され、高齢者同様包括的な支援が期待されている段階だ</p>	51 【精】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>と思います。今年度より、障がい福祉サービスの利用者の計画案作成が必須となっていますが、相談支援専門員を中心に各機関連携の取りやすさは実感します。しかし、当事者の方やご家族からは、サービス利用に至るまでの経緯の複雑さが理解しづらい、手続きに時間がかかりすぎるといった意見を聞くことがあり、今後の課題の一つだと思います。又、障がい者の高齢化が進む中、障がい福祉サービスから介護保険への切り替え、サービスの引継ぎの困難さも課題として考えられます。</p>	
生活用具関連		
日常生活用具の給付について	<p>視覚障害者の情報確保に必要な日常生活用具等給付事業制度について、多くの中途視覚障害者にも確実に周知することが必要です。</p>	46 【身】
その他について	<p>障害者補助機具(たとえば当会では電気式人工喉頭(通称 EL)すべての常設展示場があれば、どんなに便利かと思っています。初めは何もわからず、与えられた機具を使いますが、少し慣れてくると今度は使い勝手が合わず、せっかく高額の助成金で入手した機具も有効に使われず、放置されることもあるようです。そして買い替え時期、今度はと思っても、パンフレットで選んでも現物を手に納得できるまで選ぶことはほとんど不可能だからです。</p>	45 【身】
年金・手当関連		
障害基礎年金について	<p>精神障がい者の障害年金の支給を障がいの実態に合わせて受けられるようにしてほしい。また状態が改善しない場合でも年金打ち切りになることもあり、身体障害等と比べても年金支給が高いハードルになっています。障がい間の差別を受け止め、最低限の生活保障ができるように、精神障害の分野でも実態に合わない年金不支給をやめてください。</p>	51 【精】
福岡市重度心身障がい者福祉手当について	<p>重度心身障がい者福祉手当の制度の継続をお願いします。 事由:昭和48年より永きに亘り、障がい者の福祉増進の目的で金銭給付にて支給されており、実質障がい者の生活支援に組み込まれております。国の制度の適用は極めて厳しく運用されており、当会会員の受給者は、推定で約9%の者のみであると認識しております。福岡市の当制度については、当会の会員の全てと言っていいほど受給対象者であり、永きに亘り制度の維持をしてこられた事実の評価と実情を充分把握され、引き続き制度の継続をお願いします。</p>	39 【難】
住宅支援関連		
グループホームについて	<p>グループホームでのホームヘルプの活用を促進し、ホームの厳しいマンパワーを支援してください。 ①特例居宅介護の上限を75時間以上(1日2.5時間)に上げてくださ</p>	01 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>い。</p> <p>②在宅者と同様の移動支援の支援を認めてください。</p>	
	<p>グループホームの福岡市単費の家賃補助を設定し建貸し方式の普及を図り、ホーム建設を促進してください。</p>	01 【知】
	<p>グループホームは足りない状況です。法人で建てる計画をしても消防法や建築基準法等条件が一般住宅に比べ厳しいです。福岡市独自の規制緩和や補充の内容を増やすなど見直しをお願いします。</p>	04 【精】
	<p>医療的ケアが必要な人、行動障害が重い人、社会生活上に様々な困難を抱えている人など重厚な支援が必要な人が安心して暮らせるグループホームが運営できるための福岡市独自の運営費加算が必要。</p>	08
	<p>グループホームが不足している状況を抜本的改善し、住環境も改善させていくための手立てとして、横浜市が実施している家賃補助制度の創設が必要。</p>	08
	<p>現在、〇〇・〇〇の両施設に通所している利用者は障がい支援区分 6 以上が 86% 占め、多くが重度重複障がい者です。</p> <p>昼間は〇〇の生活介護で過ごし、それ以外は在宅で家族が介護しています。保護者の半数は高齢者である 65 歳を超え、保護者自身も介護対象者となっていく可能性も高くなり、子への介護への限界も生じてきています。</p> <p>これまで生活介護で利用してきた〇〇・〇〇に昼間に継続して通所しながらグループホームでの生活に移行していくことが切実な希望であり、問題になっています。保護者会、施設でも高齢化した保護者の実態を考え、グループホーム等の今後の利用者の居場所を真剣に検討しています。</p> <p>しかし、障がい支援区分 5・6 の重度重複の利用者が安全に健やかに暮らせるようなグループホームは現在の国が定める施設基準では望めません。人員配置の面で最小限の配置(夜間 10 人に対して 1 人のスタッフ体制)にしても 10 人のグループホームで年間 1000 万円の人件費が赤字となり、毎年 1000 万円以上の赤字ランニングコストを背負ってしまいます。</p> <p>毎年、年ともに迫りくる保護者の高齢化問題とその子どもである利用者の居場所の問題は単に一法人・一施設の問題ではなく、グループホームの施設基準と重度重複障がい者の健やかな安全な生活保障という問題を市と共有して検討させていただけることを要望します。</p>	09

主な事業	意見	団体 番号
	障がい者の生活場所が施設から地域社会のなかでのグループホームでの生活が謳われて数年がたちます。現実的に地域社会のなかで生活を築けるか、地域住民・自治会等の理解を得られるよう市として具体的な施策をどうようにするのか、実行を望みます。	
	グループホームの運営が厳しいと聞いています。そのためになかなか増えないのではないのでしょうか。 <u>福岡市独自の助成を考えてほしい。</u>	27 【精】
	障害者の地域移行のためにグループホームは当面重要な社会資源です。 <u>重度の人を含めた支援ができるように福岡市独自の運営費補助をお願いします。</u>	30 【精】
	精神障がい者の社会的入院解消にむけたきめ細かい退院支援については、てんかんの人もいると言われています。「 <u>精神科病棟転換型居住系施設</u> 」には反対です。 <u>グループホーム・住宅支援について力を入れてもらいたい。</u>	30 【精】
	医療機関や訪問看護との連携が取れると重症心身障害者のグループホームも考えられます。 <u>重症心身障害のグループホームを設立する場合の施設整備補助などを検討してください。</u>	32
	○グループホームについて 1. 障がい者の地域移行のためにグループホームは当面重要な社会資源です。 <u>重度の人を含めた支援ができるように福岡市独自の運営費補助をお願いします。</u> 精神障がい者の利用数について実態調査を行い、利用増になっているか検証ください。 2. グループホーム施設及び設備の基準を、老人保健センターと一緒に考えるのはおかしい。 3. グループホームが足りません。増やしてください。消防法や建築基準法等が一般市民の住居より厳しく制限され、新規開設ができていない状況です。基準に適合する一般の借家はほとんどありません。そのような中、愛知県等、自治体の裁量でグループホームの入居ができやすいように規制を緩和している自治体があります。 <u>福岡市も規制を緩和して、入居希望の利用者が入れるグループホームをたくさん作れるようにしてください。</u> 4. 消防法の改正で建物に自動火災通報装置の設置が義務付けられました。数十万円～百万円の費用を伴います。 <u>すべてのグループホームが設備設置費用の補助を受けられるようにしてください。</u> 5. <u>グループホーム利用者の家賃補助として、現在一人につき1か月、1万円の補助が国から出ていますが、もっと拡充してほしい。</u> 利用する障	51 【精】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>がい者はほとんどが障害年金の収入しかなく、家賃の負担が大きい状況です。またグループホームは、1住居に必ず1部屋共用ルームを作らねばならず、共用ルーム設置のきまりはあっても、その予算補助はない現状です。利用者の家賃補助の増額と共用ルームの家賃補助を求めます。</p> <p>6. グループホームの運営費補助金は、福岡市独自の予算でしたが年々削減され、3年前は約45万円だったものが、現在は約19万円になっています。今後も市の持ち出し分は、なくしていく方向だそうですが、福祉予算は今でも不十分な状況です。減らすより、もっと増額して福祉を充実してほしいと思います。</p>	
保健・医療関連		
<p>重度障害者医療費助成制度について</p>	<p><u>重度障がい者医療費助成制度の継続をお願いします。</u></p> <p>事由:この制度は、重度障がい者が健康で安心して日常生活をおくるために、医療費の負担を軽減することを目的としたもので、一旦発病したら永きに亘る透析治療を継続しなければならない透析患者にとっては、安心して治療できる制度です。一方、透析患者の収入は、基礎年金のみの生活者と生活保護受給者が全体の31%を占め、更に、1ヶ月の通院費は平均5,286円/月、介護保険利用者の自己負担額は平均10,187円/月など、固定化する自己負担額が多いのが実情です。(平24年福岡市会員当会調べ)</p> <p>このような状況を理解して頂き、引き続き制度の継続をお願いします。</p> <p>福岡県は精神手帳1級の認定が他都府県に比べて極端に少ないので、精神保健福祉手帳2級まで重度障がい者医療費助成の対象を広げてほしい。自立支援医療制度により精神科通院は補助があるが、<u>入院にも助成してほしい。</u></p>	<p>39 【難】</p> <p>51 【精】</p>
<p>その他について</p>	<p><u>重症心身障害者の方の医療機関受診や入院の受け入れしてもらえず、困ったことがありました。障がいに伴う病気は主治医がいますが、大人になると様々な病気にかかることがあります。病気を予防するためにも、整形外科や内科、婦人科など総合的に健康診断等を受けられ、相談もできる、大人の障がい者の総合医療福祉センター設置を検討してください。</u></p> <p>また、このセンターは緊急時の短期入所等もできる基幹的役割をもつようにしてください。</p>	<p>32</p>
	<p><u>腎疾患(CKD)予防対策の強化・推進をお願いします。</u></p> <p>事由:ここ数年、新たなに腎臓機能障害で身体障害者手帳の交付を受けた者は、全国平均の「3,165人に1人の割合」に対し、福岡県平均は、</p>	<p>39 【難】</p>

主な事業	意見	団体 番号
	<p>「3,377 人に 1 人の割合」の状況であり透析導入者はやや少ない。市町村別に調査すると県下の政令市及び中核市とその近隣市町(計 24 市町村人口構成比 74.4%)は「3,957 人に 1 人の割合」で全国平均より良く、他の 36 市町村は全国平均を下回る状況にあると推定しています。この中で、福岡市は、「4,789 人に 1 人の割合」と全国平均や県平均に比べ特に良好です。(平 23 年～25 年身体障害者新規交付数より当会推定)</p> <p>しかし、高齢化が進む中、主要原疾患の糖尿病に加え、腎硬化症による導入者も増加しており、尚一層の早期発見・早期治療の体制推進をお願いします。</p>	
	<p><u>臓器移植医療の普及・推進をお願いします。</u></p> <p>事由:移植医療は、患者の社会復帰などを図る上で広く社会に認められています。移植を受けたい方々の 92%が腎臓移植であります。社会的な活動年齢である 60 歳未満の透析患者の 13%が移植を希望しておりますが、平均待機期間は 14 年と未だ長い状況にあります。医療費の面でも削減となることも含め事業の推進をお願いします。</p>	39 【難】
	<p><u>療育手帳Bの保持者の医療費も無料とすること。</u></p> <p>理由)手帳Bの知的障害者も年金とその他の収入が生活保護基準を超えないものについては医療費の三割負担は耐え難いものです。一般就労者はともかく多くの知的障害者の作業賃金は二万円以下といわれています。</p>	42 【知】
	<p><u>現在、重度障がい者医療費助成制度の対象となっている精神保健福祉手帳 1 級保持者について精神科入院医療費も助成の対象としてほしい。</u></p>	51 【精】
	<p><u>健康面で無理のないように生活を過ごすため、医療機関にかかり診察や処置が出来るよう必要な看護と連携し、衛生的で活力ある人生を過ごせるようにする。</u></p>	67
発達障がい関連	<p><u>ゆうゆうセンターでは、相談者の半数以上が成人となっている。成人になった発達障がい者は、社会に出てから特に必要なコミュニケーションに困難を示し、就労の面でもサポートが必要となる。手狭になったゆうゆうセンターと障がい者就労支援センターが同じ場所に設置され、成人の就労に関しても情報や支援の共有が出来ることを望む。</u></p>	24 【精】
	<p><u>発達障がい児・者及びその家族の特性に応じて、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた、一貫した支援の出来る担当部署が今年度できたことに大変期待している。ワンストップサービスが出来るように連携していただきたい。</u></p>	24 【精】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>発達障がい者の地域活動センターというのは、障害特性もあるが、障害毎にさらに分化することが良いことなのか慎重に検討すべきではないか。</p>	<p>30 【精】</p>
難病関連	<p>私たちの会は、障害者団体ではなく、患者団体です。肝臓がん患者の最も進んだ一部の患者には、身障手帳が交付されますが、障がい福祉対策も必要ですが、患者団体として、医療対策を望んでおります。</p> <p>障がい者対策は、福岡市は進んでいるほうです。通所施設、入所施設も多いし、市民の理解も他都市に比べあるほうです。</p> <p>強者優先の社会にするのか、弱者にも支援の手を忘れない人間らしい社会にしていくのかです。福祉ポストで仕事されている職員の方々のご活躍を祈っております。どちら側に立って仕事をしていくかです。</p>	<p>06 【難】</p>
	<p>障害者手帳や年金など申請時に必要な提出書類が多すぎるのではないだろうか。また、更新時に診断書も必要だが、これが7千円もすることをご存じだろうか。</p> <p>私たちは難病患者です。治らないから難病で、進行性ですので悪くなくても良くなることはありません。</p> <p>それなのに毎年毎年更新させるのはなぜでしょう。</p> <p>手帳の級が上がると思う人だけが更新手続きをし、最高1級の人たちは毎年、診断書まで出して更新手続きをしなくてもいいのではないのでしょうか。これですいぶん役所も患者も楽になると思います。</p> <p>事務の簡素化が必要だと思います。</p>	<p>23 【難】</p>
	<p>呼吸器障害者の日常生活や療養生活の実情を役所・福祉施設・公共施設の職員の方に理解してほしい。</p> <p>私たち内部障がい者は外観ではその息苦しさが分かってもらえません。自宅でトイレに行くにも手摺につかまり、中休みが必要です。施設や条例をつくれる方、施行される方、実際お世話される方呼吸不全患者になったつもりで事に当たってください。内部障がい者でも肺臓、肝臓、心臓の患者さんでは違います。介護保険を査定される人や福祉施設の職員の方の再研修など、呼吸器疾患患者に対する認知度を高める人的研修制度の福祉施策を考えてください。</p>	<p>64 【身】</p>
	<p>呼吸器障害者が安心して入所出来る施設の整備。</p> <p>当然のことですが、私たち患者は毎年齢を重ねて行きます。それに伴い、高齢になり、病状も進行します、現在でも独り暮らし、高齢者二人暮らしの仲間が居ます。在宅酸素のまま、設備的にも価格的にも安心して入所できる施設を各所に数多く整備する施策をお願い致します。居室、</p>	<p>64 【身】</p>

主な事業	意見	団体 番号
	<p>食堂、浴室、トイレなどに壁配管で酸素供給が出来る設備、酸素ポンベの操作が出来る職員の配置、患者の息苦しさが分かってもらえる看護師さんの配置など充実できれば、安心して高齢化社会を生きてゆけます。</p>	
災害対策関連	<p>災害時の避難で薬の確保が困難だったと先の震災でも報告があります。<u>福祉避難所などで薬の確保などができるようにしてもらいたい。</u></p>	30 【精】
	<p><u>災害時における透析患者の実態把握と、透析が受けられる体制の確保</u> 事由:災害時には、透析施設の状況把握、電気や水の供給、透析患者への情報伝達、透析のための代替え施設への移動経路の確保がなされることが必要となります。災害対策の中でご検討をお願いします。尚、情報伝達については、「防災メールまもるくん」の普及・啓発をさらに進めて下さい。</p>	39 【難】
	<p><u>地震・風水害等の大規模災害時に視覚障がい者等の自力で避難することが困難な障がいのある人が、一時的に避難退避できる福祉避難所とマニュアルの整備を図る必要があります。また、地域防災計画に障がい者に対する対策を盛り込む必要があります。</u></p>	46 【身】
	<p>災害時の避難で薬の確保が困難だったと先の震災でも報告があります。<u>福祉避難所などで薬の確保などができるようにしてもらいたい。</u></p>	51 【精】
	<p>福祉避難所はありますが、不安です。 (1)避難の仕方について、周知してください。 (2)本人がどこで災害にあうかわからないので、市民、行政関係者、交通機関関係者、コンビニ、デパート等にも災害時の障がい者支援を研修するよう指導してください。本人が落ち着くことだけでなく、周りの人たちを不安にさせたり、いらつかせることが少なくなります。</p>	54 【知】
人材育成・研修関連	<p>多くの支援員が喀痰吸引等実施できるように<u>福岡市として喀痰吸引研修の計画を検討してください。</u></p>	32
	<p>人材の育成など民間事業所と市民の中から介護人希望をするものを募集、育成に向けて当事者とふれあうことで理解を深めさせ、その中から人材の確保をしていく。</p>	67
	<p>当事者の置かれている現状を市民に知らせ啓発し、市民が直接、当事者と交流できるような共通、共有できる作業や行動を持ち、共感でき理解してニーズに応じた介護人になれるようなネットワークをつくる。</p>	67
その他(複数項目にまたがるもの含む)	<p>当事者や家族が安心して暮らせるように、<u>65日24時間対応の訪問支援制度を早急に充実させてください。</u></p>	04 【精】
	<p>○障がいの重い人の短期入所と暮らしの場について <u>日中通所している福祉サービス事業所が、その事業所へ通所する障が</u></p>	17

主な事業	意見	団体 番号
	<p><u>い者の短期入所ができるように指導・財政的支援を行うこと。また親の急病や高齢化により自宅介護ができなくなったときには短期入所から長期入所へ転用できるような仕組みを整えること</u></p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日中の福祉サービス事業所に通う利用者のほとんどは家族の元から通所している。家族が介護できなくなると、その障がい者は暮らしの場を失い地域生活が送れなくなるのが現状である。 2. 障がいは一人ひとり独特の個性があり、障がいが重いほど個別対応や特性の理解などは難しく、本人を良く知りその人の特性を十分に把握したスタッフでなければ本人も支援スタッフも不安であり危険でもある。 3. 2の理由で、現在は安心して利用できる短期入所施設が少ないことから福岡市では稼働率が4割となっているが、安心して障がいの重い子を託せる施設があれば、また緊急時等に利用可能であれば、本来の利用率はもっと多いはずである。 4. 障がい者は知的、情緒ともに未発達の人が多く、親元からいきなり入所等となっても、本人の苦痛と不安、混乱は計り知れない。短期入所で少しずつトレーニングを重ねて自立へのステップを踏める仕組みづくりを心から願います。 	
	<p><u>○ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス利用について</u></p> <p><u>グループホームや入所先からの帰省時、および入院時にも両サービスが受けられるようにすること</u></p> <p>理由</p> <p>(1)健康な人でも、親から自立した後、里帰りするのは当たり前のことである。ましてや障がいのために知的や情緒面で未発達であればあるほど、親への精神的な依存と愛着は強く、親元への里帰りは精神の安定を保つためになくてはならない機会である。</p> <p>障がい者が重いと入浴介助や身体介護・外出などは高齢になった親にはできるはずもなく、里帰りの折には、例えば、何日も入浴もさせてやれないという状況になる。</p> <p>帰省時のホームヘルプ・ガイドヘルプサービスが利用はなくてはならない制度であります。</p> <p>(2)障がい者が入院するときは、たとえ完全看護の病院でも付添を要求されます。親が高齢や単身、兄妹児がいて家を空けられない、仕事を持っている等、様々な理由で付添ができないと入院ができない、必要な医療が受けられないという状況になります。入院時にもホームヘルプサ</p>	17

主な事業	意見	団体 番号
	ービスが利用できる制度が必要です。	
	地下鉄の無料パス、バス代半額、クシー初乗り料金分チケット(1 割引 き)、書毎年 5 月まで 20 枚プレゼント、博物館、美術館無料(介護者 も)、映画半額(介護者も)等、今やっている障害者手帳のうれしい恩典 は残して続けてほしい。	23 【難】
	発達障がい者当事者自ら集える場所や団体がない、親の会でも計画し てはいるが、当事者だけに任せると精神的にも経済的にも負担が大きく 続かない現状がある。当事者をサポートする支援員や場所の公的支援 をお願いしたい。	24 【精】
	親の会での100名以上の研修会・講演会で使える公的な場所が不足 している。ふくふくプラザやあいあいセンターをよく利用するが、ふくふく プラザの場合、半年前から申し込み希望者が多い場合は抽選となる。 昨年度は申し込んだが一般の団体が利用され、有料の場所を利用する こととなった。発達教育センターは現在土日は休館となっているが、必 要な場合には解放できるようにしてほしい。	24 【精】
	「ペアレントメンター」の活用。	24 【精】
	当事者や家族が安心して暮らせるように、365 日 24 時間対応の訪問支 援制度を充実させてください。	27 【精】
	家族会の活動を公的支援と位置づけ、補助金も検討してほしい。	27 【精】
	精神保健福祉センター・保健福祉センターなどで、てんかんの啓発活動 を企画してください。	30 【精】
	精神障害者施策が全体の中で遅れていると考えます。重点化されないと 余計に立ち遅れるのではという不安があります。	30 【精】
	高齢障害者については、介護保険優先ではなく、本人の利用勝手を優 先して対応すべきではないか。	30 【精】
	法にありながら現実には「法の谷間の人たち」(高次脳機能障害、てんか ん、難病など)も含んだすべての障害者を対象とした計画づくりをして ください。	30 【精】
	医療機関や訪問看護事業所との連携がうまく取れると生活介護事業所 でも医療的ケアの必要な方を受け止め、支援できるかと思われます。 医療機関等に積極的に働きかけてください。	32
	緊急医療体制をもつ多機能型拠点(地域生活支援拠点)の整備。	37 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>利用者の必要な支援の制限につながる現行の支援区分を廃止して本人の必要な支援を受けられる仕組みとすること</p> <p>理由)障がいの多様な特性と心身の状態に応じて必要とされる支援を行うべきで、支援区分を給付費額の多寡に結びつけ福祉サービスの暮らし方まで制限するのは人権侵害といえます。</p>	42 【知】
	<p>視覚障害者の移動保障、情報保障のための同行援護事業については、通学や通勤を始めた時の慣れるまでの期間に限り利用できるようにする等、個人のニーズに応じて決定されることが必要です。</p>	46 【身】
	<p>関係機関の連携について、視覚障がい児・者、特に中途視覚障がい者に対し、障がいの特性を踏まえ、ライフステージに応じた一貫した支援と、教育・訓練、福祉、医療、就労など関係機関の垣根を越えた連携が必要です。</p>	46 【身】
	<p>高齢化・障がいの重度化への対応として、現行では65歳以降は介護保険サービスの利用が優先されますが、スムーズなサービスの移行とニーズに応じて障がい福祉サービスの継続利用への配慮が必要です。</p>	46 【身】
	<p>精神障がい者の社会的入院解消に向けたきめ細かい退院支援については、てんかんの人もいるといわれています。「精神科病棟転換型居住系施設」は地域移行だとは考えられません。地域生活が充実する方向に予算を使ってください。</p>	51 【精】
	<p>障がい支援区分の認定を含めた支給決定に関しては、以前より良くなったと思う。</p>	51 【精】
	<p>家族支援に力を入れてほしい。精神障がい者や家族が地域で安心して暮らしていけるように、365日24時間対応の訪問支援制度を公的に作ってほしい。</p>	51 【精】
	<p>福祉の職場に有能な人材を確保するために、公務員並みの賃金を払えるように補助をしてほしい。障がいや高齢に伴う福祉は市民全体に関わることであり、市民が安心して介護や支援が受けられるように福祉労働者の処遇を良くして、人材を確保できるようにしてほしい。</p>	51 【精】
	<p>「高齢の知的障害者向けの地域共同生活支援施設」の実現であります。保護者会からの要望を踏まえ、高齢期を迎える知的障害者の高齢期や終末期への対応を視野に入れ、本人の聞き取りをはじめとする活動を2年近くかけ検討してきたものであります。今後知的障害者の高齢化が一段と進む中で、現在の国の制度では直接対応できる制度はないものと考えますが、保護者や本人の直接で痛切な要望を聞くと何らかの対応を取らざるを得ない状況にあります。</p>	53 【知】

主な事業	意見	団体番号
	<p>「<u>地域生活支援拠点</u>」の整備 重度化や「<u>親亡き後</u>」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備してほしい。</p> <p>①各区への整備 ②ショートステイ、ホームヘルプ、相談支援等、総合的な機能を併せ持つ拠点の整備 ③様態の変化や緊急時の一時利用が可能なグループホーム併設型や入所施設併設型の多機能拠点の整備 ④発達障がい者に特化した整備 ⑤医療的ケアが必要な障がい児・者への支援の充実</p>	65

2. 就労支援・社会参加関連

主な事業	意見	団体番号
就労支援関連	A型施設に職員として採用され生活保護から脱却したらその後体調を悪くして辞めさせられた当事者の話を聞くと、精神障がいについての国の理解がないと思う。	51 【精】
	<u>てんかんの人たちの就労は運転免許問題もあり、さらに困難になっています。企業の啓発などに特に入れて欲しい。</u>	30 【精】
	<u>身体障がい者(内部障害)を対象とする福岡市関連職員採用選考試験採用枠の拡大</u> 事由:障がい者(内部)は、就労などの希望を持ちながらもその機会を得ることが困難な場合が少なくありません。就労機会を拡大のするためにもお願いします。	39 【難】
	<u>行政での精神障がい者の雇用を積極的に行ってください。行政がサポートしてほしい。見学先や実習先も増やしてほしい。又、雇用先の従業員や雇用主の理解がまだまだ足りてません。</u>	51 【精】
意思疎通支援関連	<p><u>福岡市にも「聴覚障害者情報提供施設」を早急に設置してください。</u> 「聴覚障害者情報提供施設」は全国及び政令指定都市51か所となりました。</p> <p>平成25年4月に開設いたしました「福岡市聴覚障がい者情報センター」は身体障害者福祉法第34条に定められた「視聴覚障害者情報提供施設」ではありません。福岡市には視覚障害情報提供施設(点字図</p>	52 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>書館)は既に設置されております。</p> <p>障害者総合支援法の地域生活支援事業に盛り込まれたコミュニケーション支援事業及び相談支援事業を充実する観点から身体障害者福祉法(第5条、第28条及び第34条)に基づいた「聴覚障害者情報提供施設」を福岡市にも早期に設置してください。</p> <p><u>手話を言語として位置づけ、手話による意思疎通の環境づくりを福岡市に義務付ける手話言語条例を制定してください。</u></p> <p>2006(平成18)年12月に「手話は言語」と明記された国連の障害者権利条約以来手話を取り巻く環境に進展が見られます。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて国は、法整備を進め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけております。</p> <p>これにより、言語に手話が含まれること、すなわち、手話が言語であることが法的に認められました。2013年10月、地方自治体初の手話言語条例が鳥取県で可決・成立し、最近では兵庫県神戸市に手話言語条例が可決、施行されました。</p> <p>福岡市においても、手話が音声言語と対等な法的地位を認められたことを、市民の方々に知っていただき、今後、手話についての理解や周知を深めていただきたいと思います。</p> <p>それが、ろう者に対する理解への第一歩につながり、そして、手話による意志疎通手段の選択、情報取得又は利用する機会が拡大され、なおかつ保障される社会になっていきます。</p> <p>以上のような理由から、私たちは手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使う、使ってもらえる社会に、手話やろう者に対して理解があり、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう、ユニバーサル都市・福岡として「福岡市手話言語条例(仮称)」を制定していただくよう要望いたします。</p>	52 【身】
	<p><u>福岡市及び福岡市長の記者会見等の公的行事の際は、手話通訳付きを義務付けるようにしてください。</u></p> <p>改正障害者基本法で手話が言語として位置づけられ、音声言語と対等な法的地位を認められたことにより、福岡市の公的事業や、市長の記者</p>	52 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>会見には手話通訳者を配置し、ろうあ者の情報保障施策として義務化してください。</p> <p><u>手話通訳派遣事業実施要綱の派遣対象の項目を廃止し、日常生活、社会生活を営むために必要なすべての事例に派遣を可能とするようにお願いします。</u></p> <p>手話通訳者派遣事業実施要綱で七つの派遣対象、範囲を定め、例えば市民が市民として生活していく最初の段階である近所付き合いのあいさつ回りや、ペットの通院などは派遣対象とはならず、ろう者の社会参加が阻害されています。</p> <p>国の示す「意思疎通支援事業モデル要項」では、派遣範囲は社会通念上好ましくないもの、公共の福祉に反するもの以外は対象となっています。福岡市も国のモデル要項に従い手話を言語とするろう者の社会的自立が図られるように実施要綱を改正してください。</p> <p>中途失聴・難聴者は、相手の言葉を正確に受け止めることが困難です。外見からではわかりにくいため、誤解されやすいです。</p> <p>一般に、聴覚障害は視覚障害の反対の意味でのコミュニケーション障がいであり、聞こえないために人や社会との関係が薄れてしまうという関係性の障がいであります。</p> <p>障がい者権利条約と障害者基本法では、「障がい」は社会の理解と障壁の影響を受けるものとされています。障がいのない人と対等に生活するためには要約筆記者の派遣サービスの普及、字幕による情報提供などの社会環境整備を広く社会に求め、難聴者施策の充実が必要であると考えます。</p> <p>つまり、私たちは一般の方々と同じように聞きたいので、<u>すべてにおいて音声情報だけでなく、文字情報をお願いします。また、合理的配慮を含め、当事者のニーズに合った要約筆記者の派遣を拡大してください。</u></p>	<p></p> <p>52 【身】</p> <p>61 【身】</p>
環境整備関連	<p>障害者差別解消法の施行を機に、視覚障害者への合理的な配慮として、市役所・区役所のエレベーターの音声案内、各階での音声案内や点字案内等のハード面と、ホームページのアクセシビリティの全面的な見直しが必要です。</p> <p>安全な歩行環境を確保するために、誘導ブロックやエスコードゾーンの敷設と管理、音サインの充実を計画的に推進することが必要です。</p>	<p>46 【身】</p> <p>46 【身】</p>

主な事業	意見	団体 番号
社会参加支援関連		
社会参加推進センターについて	<p>これまで、市の補助事業として「視覚障害者社会参加訓練事業」と「視覚障害者家庭生活訓練事業」が行われてきましたが、今度は補助事業はなくなり委託事業へと転換すると聞きました。ついては、この事業に関する意見です。</p> <p>視覚障害者にとっては、視覚からの情報不足と教育面での質・量の不足から、多くの知識や一般的常識の不足が否めません。また、趣味的な活動や文化・スポーツに親しむチャンスも極めて少ないと言わざるを得ません。さらに、高齢化や独居の視覚障害者も年々増え、引きこもりが多くなっています。また、視覚障害者同士の夫婦も含め老後への不安をいただいています。少しでも明るい希望の持てる人生を送れるよう、社会への参加を促せるよう、老後の心配を薄らげるよう、以下の事業を希望します。</p> <p>1. 視覚障害者生活訓練事業</p> <p>これまでの「社会生活訓練」「家庭生活訓練事業」は、内容的に重なる部分もありその区切りがあいまいで、また企画・運営・呼びかけも、主管者としては難しい面がありました。そこで、この2事業を統括し「視覚障害者生活訓練事業」とし、委託事業として継続していただきたいと思えます。たとえば、医療研修・防災訓練・料理教室・生花教室・茶道教室・経済研修・文化講演・就労に関する研修・歴史散策など野外活動・スポーツ体験・身だしなみやマナー教室・教養講座など。</p> <p>2. 高齢視覚障害者生きがい事業</p> <p>上記事業では、どうしても年齢期にも、また研修・講演・訓練事業の内容からも、高齢者の参加は難しいと予測されます。本会会員も約半数が60歳以上を越えています。高齢者に特化した事業を企画実施できるよう、表題の事業を委託事業として新規展開していただきたいと希望します。たとえば、高齢者向けの講演・施設見学・教養講座・野外活動・制度などの福祉研修・文化講演など。</p>	46 【身】
その他について	<p><u>透析患者の日常生活活動度の維持・向上をめざす事業の検討をお願いします。</u></p> <p>事由:透析患者の約9割の者は、やや制限を受ける者を含めて通常の社会活動を営んでおります。加齢と共に進む身体的機能の衰えを少しでも防止するスポーツなどの事業の検討をお願いします。(注:透析患者の約1割は社会的入院)</p>	39 【難】

4. 権利擁護関連

主な事業	意見	団体 番号
<p>権利擁護関連</p> <p>成年後見制度 利用支援事業 について</p>	<p>1. <u>障がい者が成年後見制度をより利用しやすくするために、相談者がたらい回されることなくワンストップサービスで必要な支援が受けられる機関を、公費負担において設置されるべきである。</u></p> <p>あわせて、今後制定が予想される「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の定めるところに従い、基本的な計画の策定や審議会その他の合議制の機関を 設置するなど取り組んでいただきたい。</p> <p>2. その機関では相談、受付、申し立て、後見に関する一切の支援が懇切丁寧提供され、申し立てに係る相談、必要な書類の収集作業支援等も行うものとする。</p> <p>3. 手帳を所持していないが軽度の障がいがあつて所得が少ない人や、手帳を持っていても障害基礎年金のみが収入であり後見費用が捻出困難な人、また申し立て人に該当する親族がいてもその能力を有しない、関係性が崩壊している、など困難性は多種多様である。このような特性を踏まえ、かつ、<u>成年後見制度の趣旨に鑑み、真のニーズに応えられる支援の徹底が必要である。</u></p> <p>4. 3の理由により、現在の福岡市では成年後見利用支援事業が首長申し立てに限定しているものを、国の通知(平成20年3月28日厚労省事務連絡等)を踏まえ、<u>真に必要なニーズに対応されるべく制度の改善を望みます。</u></p> <p>5. 4に関して、<u>困難性・紛争性のある事例の場合は専門職後見を公費にて行い、落ち着いたら市民後見人に引継ぎ、監督業務を後見支援機関や社会福祉協議会等で行う等、一定のルールの策定がなされることが望まれます。</u></p> <p>6. <u>すでに福岡市が取り組んでいる市民後見人の育成をより強化し、障がいの正しい理解と共感ができる人材育成により、社会貢献意欲の高いボランティアが養成されることを願います。</u></p>	<p>13</p>
<p>その他について</p>	<p>○虐待防止について</p> <p>施設での虐待が後を絶たない。障がい重い人は虐待を受けても訴えることができない。<u>虐待を起こさせないようにするためには可視化が必要である。</u>ボランティア、施設の公益的活動の義務づけによる地域開放、成年後見制度利用、第三者評価の徹底により多くの人が施設内に立ち入り、<u>一般市民から「見られている」仕組みづくりが必要である。</u></p> <p>方法</p> <p>1. 地域住民や学生のボランティアの受け入れをさらに積極的に進め</p>	<p>17</p>

主な事業	意見	団体 番号
	<p>る。</p> <p>2. 会議室等の地域への貸し出し、公開講座開催、地域イベント共催等、公益的活動を義務付け幅広く地域への開放を促す。</p> <p>3. 低所得の人でも必要な人には成年後見人制度を利用できるようにし、後見人による定期的な施設訪問を促す。</p> <p>4. 虐待は入所施設に限らず日中支援施設でも起こっていることを考慮し、第三者評価の義務づけを行い、適正な運営と尊厳が保たれた処遇を確保できる体制づくりが必要である。</p>	
	<p>意思決定支援は、保護者にも難しいですが、どんなに障がいが重度でも意志があります。<u>知的障がいのある人たちへの意思決定支援について、実地研修も含めてしっかり取り組んでください。</u></p> <p>意思決定支援は、あらゆる場面で必要です。日常の些細なことから、ライフステージの節目の決断や制度の利用、終末期患者の相談等々のあらゆる場面です。</p> <p>本人の意思決定支援と同時に、知的障がいのある人たちは、意志の表出が難しい人が多いので、共同で本人のための最善の利益が導きだせるような仕組みを構築してください。</p>	54 【知】
	<p>障害児者の命と生活、人権が脅かされることが決してないように、これから「<u>権利条約に向けて</u>」<u>当事者を含め、行政と市民が一緒に人権啓発を推進していくこと。</u></p>	67

5. 差別解消関連

主な事業	意見	団体 番号
差別解消関連	<p><u>福岡市として「福岡市障害者差別禁止条例」を作るべきである。</u></p> <p>来年4月から障害者差別解消法が施行される。初めて差別をなくすことをうたった法律が登場したことは、大きな意義がある。しかし、実際に福岡の中で差別をなくしていくためには、不十分である。</p> <p>何より、福岡市として差別をなくしていくことを障害福祉行政の柱と位置づけていくためには条例が必要である。差別は、障害への無理解・無関心から生み出されることが多い現状を考えるとよりたくさんの人たちがかわって自らの手で条例を作り出していく過程こそが、理解を深める絶好の機会となる。さらに実際おこった差別をきちんと解決していくために専門的対応も含めた踏みこんだ相談体制の確立、実際の差別案件への対応が直接できる調整機関の設立、差別は様々な生活領域・場面で起きていることを考えての福岡市全体で差別をなくして行くための</p>	08

主な事業	意見	団体 番号
	<p>行政側の推進体制などが必要です。また、障害者権利条約では合理的配慮を行わなかったことも差別といっています。しかし、差別解消法では、民間事業所は、そのところは努力義務としています。長崎県の条例では、相当な討論を繰り返した結果、「何人も…」として民間事業所も義務としました。</p> <p>以上のようなことから福岡市で条例をつくることを市として表明することは、極めて意義あることです。福岡市の障害福祉の土台を支える福岡市を作り出していくこととなります。</p>	
	福岡市の障害者差別禁止条例をつくってほしい。	24 【精】
	差別禁止条例を制定し、市民に広く啓発活動をしてもらいたい。	30 【精】
	<p><u>福岡市に障がい者差別禁止条例を制定してください。</u></p> <p>ユニバーサル都市福岡として誇れるように、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるように差別がなく、合理的配慮がされるよう、福岡市として啓発し、差別を受けた方が救済される仕組みづくりが必要です。そのためにも条例を制定してください。</p>	32
	『福岡市障がい者差別禁止条例』(仮称)の制定	37 【身】
	<p><u>差別体験の実態把握と「障がい者差別禁止条例」の制定への取り組み</u></p> <p>事由:障がい者に平等の機会を保障し、差別を禁止・解消をすることについて、地域の実情に沿って取り組みの検討をお願いします。</p>	39 【難】
	<p>障害者権利条約の批准、差別解消法の施行など、障害者の権利保障が大きく前進しようとしています。それは市民の理解がどれだけ進むかによるところが大きいです。差別をなくしていくことを障がい福祉行政の柱と位置づけ、市民全体理解を広げるために、<u>障がい者差別解消のための条例制定が必要です。</u></p>	46 【身】
	差別禁止条例を制定し、市民に広く啓発活動をしてください。又、精神障がいの理解を深めるための啓発活動をもっと積極的にしてほしい。	51 【精】
	<p>障がいがあることに、特別に優遇してほしいのではありません。</p> <p>福岡市に差別禁止条例をつくる会での事例をみても、知的障がい者のグループホーム建設に対して地元の反対の意見が今もなおありますので条例をつくる必要があります。</p> <p>ただ、だめだと、押さえつけても理解は進まないのは理解していますが、状態を改善するために、行政も条例をつくって、<u>私たち当事者ととともに、はっきりと、差別はしないと、宣言してください。</u></p>	54 【知】

6. 障がいのある子どもへの支援関連

主な事業	意見	団体番号
相談支援関連	<p>早期発見・早期支援は、発達障がい支援の基本というか第一歩であると言っても良いと思うが、まだ満足には程遠いと感じている。乳幼児健診での質問票の見直しなどで早期発見を可能とする体制は徐々に整いつつあるが、発見されても支援が並行して受けられなければせっかくの早期発見が活かされない事になる。早期支援が受けられるような体制作りをお願いしたい。</p>	48 【精】
療育関連	<p>インクルーシブな教育について</p> <p>(1)さまざまな取り組みがなされていますが、机上の学習ではなく、ともに生活することで子ども同士、ともに学ぶことが多くあります。子どもが学ぶ機会は、丁寧に、手厚く行ってください。</p> <p>(2)今、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されました。すべての教職員の方々が障がい児療育・教育を学んでください。知的障がいのある子どもを療育・教育する視点で、健常児といわれる子どもを育てると、生きやすくなる子どもが増えると思います。</p> <p>特別支援学級のクラス担任だけではなく、学校全体で見守る体制作りを行うことで、教職員が子どもたちの手本となります。</p>	54 【知】
その他	<p>幼稚園・保育園での受け入れについては進みつつありますが、てんかんのある人の受け入れに不安があるというところも少なくない。関係団体での研修を実施するよう要請してもらいたい。</p>	30 【精】
	<p>児童デイサービスの認可が進む中で、多くの施設が出来上がって来たが、そのスタッフの専門性などに疑問が残る現状がある。就労支援事業所などでも同様だが、支援の実態や実情把握や、評価などの仕組みが必要だと考える。</p>	48 【精】
	<p>ライフステージのあらゆる段階でかかわりを持つという観点から、現在、保護者会活動におけるかかわり以外にはない児童福祉の分野においても関わりを持ち、障がいの受容に悩む障がい児及び障がい児を持つ保護者への対応、具体的には児童発達支援事業などの事業に取り組みたいと考えております。</p>	53 【知】

7. その他(全体的な意見)

主な事業	意見	団体 番号
	<p>【基本的な考え方について】</p> <p>○昨年 2 月より日本でも効力をもつようになりました障害者権利条約の考え方を基本とすること</p> <p>○人は、社会の中で、自分自身の生き方を選び、自分の可能性を充分発揮しながら、自己実現に向けて努力しています。</p> <p>○しかし、障がいのある人は、社会的障壁(社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)により、困難な状況にあります。自分の生き方を自らが選ぶことができるような多様な福祉サービスの提供、身近な相談や連携した支援体制の充実・社会環境などの整備・所得保障の充実が必要です。</p> <p>○このことを前提に計画の基本原則として「人権の尊重と他の者との平等」をおき、障がいのある人への支援を総合的に進めることとします。</p> <p>【基本目標について】</p> <p>○障がいのある人もない人も一緒に地域で暮らすことを当たり前のこととし、各々の個性と人格が尊重され、一人の市民として同じ立場で暮らしていける福岡市をめざします。(インクルーシブな社会)</p> <p>○そのために、障がいのある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりの願いに応じた支援をめざします。</p> <p>○権利の主体者として、障害者権利条約策定過程で言われた「当事者のことは当事者ぬきに決めないで」ということを具体化していきます。</p> <p>○計画の具体化の責任は行政にあります。障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、その他すべての市民が共同して「障がいのある人となない人と等しく地域の中で暮し、社会の一員として共に生きる福岡市」をつくっていきます。</p>	08
	<p>○今だ遅れている課題、今後深刻化していく課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害分野での具体的施策の遅れの早急な改善 <ul style="list-style-type: none"> 社会的入院問題の解決のための裏づけをもった地域の中での地域生活社会資源整備やそこを支える人的配置計画などを策定する。 ・法の谷間の人たち(高次脳機能障害、てんかん、難病など)も含んだすべての障害のある人を対象とした計画づくりが必要です。 ・毎年、200名前後の特別支援学校卒業生の進路問題が大きな課題となってきます。進路保障も計画の中できちんと位置付けた内容とすべきである。 	08
	<p>ようやく物販等で、福岡市内での福祉事業所等の連携があるようですが、市役所を軸にしての更なる緊密連携推進をお願いしたいものです。</p>	12 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	福祉事業所で働かれる方の賃金の低さによる人材難の話を、よく伺います。ショートステイ等何とか補助をいただける方策は、ないものでしょうか？最近では下関の作業所「大藤園」による、虐待事件等、決して賃金の低さだけの要因ではないにしろ低賃金によるモラルの低さは否めません。	12 【知】
	障がい者に関する、性や暴力に関してのセミナーや講演会がほとんどない現況です。個人の団体ではなかなか開催実現が難しく、講師の方の費用援助等市役所の方からのご支援も、ご検討いただきたいと考えます。	12 【知】
	<p>にほんこくけんぽう たか うた こくみん きほんてき 日本国憲法が高らかに謳っているように、国民は、「すべての基本的 じんけん きょうゆう ほしょう だい11じょう こじん そんちやう だい13じょう 人権の享有」を保障され(第11条)、「個人として尊重され」(第13条)、 さべつ けんり だい14じょう だれ びやうどう ほしょう 「差別されない」権利(第14条)を誰もが平等に保証されています。それ にかか かし かい せん こ あんけーとかいとう み にも関わらず、「市つくる会」の千を超えるアンケート回答に見られるよう しょうがいしゃ たい さべつ せいかつばめん ねづよ のこ に、障害者に対する差別はあらゆる生活場面で根強く残っています。 さべつ ひと そんげん うば つ むね は じんせい おく 差別は人としての尊厳を奪い(尽くし)、胸を張って人生を送るために ひつよう じ ここうていかん はぐく けつ わたし さべつ 必要な自己肯定感を育むことは決してありません。私たちは、差別を う 受けながら生きてゆくことが苦痛です、屈辱です。「障害のない市民との こうへい びやうどう もと こくれんしょうがいしゃけんりじやうやく めいき 公平と平等」を求めています。これは国連障害者権利条約にも明記さ れており、ごく当たり前の人間的・市民的願いだと思えます。 た さべつ おな しょうがいしゃ さべつ いしき ひと ころろ がんこ す 他の差別と同じように、障害者を差別する意識も人の心に頑固に住 みついています。差別をなくす為には、人々の心に訴えかけると共に、 せいど せいさく めん ちからづよ あとお ひつよう おも しょうがいしゃ 制度・政策の面からも力強い後押しが必要だと思えます。障害者がこ ふくおかし さべつ う た しみん おな おだ く の福岡市で、差別を受けず、他の市民と同じように穏やかに暮らしてい ける政策を望みます。</p>	33
	<p>重度障がい者の実数把握、および生活実態調査。 「医療ケアの対象者」「重心児者」「入所」「在宅」「今後の予測」。 (本人・家族には)「いま困っていること」「今後解消・解決したいこと」など。</p>	37 【身】
	障がい者医療に理解ある医療機関の確保、育成、指導。および在宅者と福祉事業所へのバックアップ体制づくり。	37 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	福祉課に障がい者医療係(担当部署)の設置	37 【身】
	<p>国および地方公共団体は、知的障害者への障がい福祉サービスを提供する義務を負うこと。</p> <p>理由)司法例において多くの知的障害者は契約能力がないと判断されているにもかかわらず、支援費制度から福祉サービスの利用者が知的障害者と事業者間で行われています。</p> <p>このような仕組みの下では、地方自治体の公的責任が明確でなく、その抗体が進む懸念があります。福祉サービスの利用については、当事者(本人及び家族)の意思決定を、国・地方自治体が責任を持って担保すべきです。</p>	42 【知】
	<p><u>国の法律がどうであれ、すでに発生しつつある家族を失った入所施設利用者をみとった場合は、その施設に対して費用の給付を行うこと(福岡市関係者)</u></p> <p>理由)親・家族の高齢化、利用者の高齢化によって本人の看取りは施設でと願う家族が福施連のアンケート調査で63%に達しています。職員不足にあえいでいる施設にその負担をかけさせることは、利用者の日常支援に支障がでることになるからです。</p>	42 【知】
	<p>団体番号42が提出した6項目は福岡市として、国へ強力に進言を行うだけでなく、政令市である福岡市が率先して障害者施策に実現させる予算措置を図られるよう切望します。又、福岡市障がい者保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会のメンバーに当会を加えられるよう切望します。</p> <p>理由)福岡市の財政事業が厳しいとは言われていますが、先進諸国に比しても決して多い福祉予算ではないようですし、入所施設利用の当事者でもある家族の意見も当然反映させるべきと考えます。権利条約にそって障がい者施策の家族依存状態を緩和されることを切望します。</p>	42 【知】
	<p>交流の場所がなく、講演会、セミナー等参加したくとも、交通の便が悪く、駐車場も少なく、駐車料金も高く、年金生活や生活保護を受けたり、移動支援を受けるほどではないが、医療費もかかり、さんさんプラザやふくふくプラザの駐車場料金はかからなかったり、割安で助かります。講演等招待されても交通便が悪い。</p> <p>今は会員の方の受診日を知らせあい、外来のところで話をしたりしています。</p> <p>交流の場所→交通便がよく、時間制限がなく、交流できるところがほしいです。</p>	43 【難】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>福岡市では「福祉のまちづくり条例を中心に保健福祉計画をはじめとした諸計画によって基盤づくりを進めつつありますが、障がいのある人、とりわけ視覚に障害のある人の就労、教育日々の生活においては、社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により、今なお困難な状況、つらい思いをしています。障がいがあっても、自分自身の生き方を選び、自分の可能性を十分発揮しながら、社会に貢献したいと願っています。昨年1月に締結された障害者権利条約と関連の法律により、初めて法的に認められた障害者の権利の考え方を計画の基本原則とすること、人口減少の今日、高齢者や女性、そして障がいのある人もすべてが社会の対等な担い手であることを市民の共通理解としていくこと、そのための方向付けと基盤づくりの具体化の計画と考えます。</p>	46 【身】
	<p>発達障がい児・者やその家族への支援は、教育や福祉など様々な分野の枠や年齢の区分を超えて行われる必要があると考える。市役所の担当部署自体も、年齢や分類によって所管が分かれており、できる事なら一か所にすべての情報が集約されるような体制があれば望ましいと思う。現実面で色々難しい側面はあると思うが、枠や区分を超えた各機関の連携強化や、統一などがより一層為されるようにお力添えをお願いしたい。</p>	48 【精】
	<p>精神障がい者施策が全体の中で遅れているにもかかわらず、施策として重点化されないと余計に立ち遅れるのではないという不安があります。</p>	51 【精】
	<p>法にありながら現実には「法の谷間の人たち」（高次脳機能障害、てんかん、難病など）も含んだすべての障がい者を対象とした計画づくりをしてください。</p>	51 【精】
	<p>すべての事業所において、家賃補助の支給を望む（特に中央区における家賃の負担は大きい）</p>	51 【精】
	<p>「<u>聴覚障害者専用介護保険施設</u>」を早急に設立ください。 平成12年から介護保険制度が始まり、介護保険施設が増えていく中で、手話ができる介護者、指導員が少ないのが現状です。西区にある養護老人ホーム「田尻苑」はろうあ者専用の施設ですが、自立できるという条件で入所されているため、介護保険認定度で重度となった方は特別養護老人施設に入所せねばなりません。ろうあ者専用の特別養護老人施設は九州にはなく、普通の特別養護老人施設に入所し、手話のわかる介護者、指導員のいない中、コミュニケーションを奪われ孤独を強いられています。現在の高齢ろうあ者は、手話が禁止された時代に育ち、健</p>	52 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>聴者社会の中で差別を受けて育ちました。健聴者と同じ特別養護老人施設に入所しても心休まれない方が多いのです。同じ障がいを持つ仲間と、手話のできる職員に囲まれて安心し、生き生きとした人生を過ごせるように早急にろうあ者専用特別養護老人施設を設置されるよう要望します。</p>	
	<p>障がい児・者の地域生活を支援する視点から、あるいは、障がい者の生涯を年代ごとに細切れに考えるのではなく、<u>一人の人間の一生に関わるという視点から障がい者及び障がい者の地域生活の推進に関する施策を実施していただきたい。</u></p> <p>その中で、国の制度にはない、あるいは制限が加えられているが、障がい者や関係者、施設や事業所等が必要としている事業、例えば移動支援の対象事業の拡大などを福岡市独自の制度(事業)として拡充ないしは制度化していただきたい。あわせて、制度化等を国に対して要請していただきたい。</p>	53 【知】
	<p>○障がいのある本人と家族の高齢化の課題から</p> <p>1. 知的障がいは、訓練、支援、経験等から、生活力が増すことはありませんが、治るものではありません。生涯を通して、支援が必要です。また、結婚・出産等で家族が増えることはほとんどありません。<u>親亡き後のわが子の生活の心配は、制度改革などがなされても、払しょくできていません。</u></p> <p>「地域移行」が本人の生活支援を家族頼りにしてしまう、家族の抱え込みがふえてしまうのではないかと危惧しています。</p> <p>(1)24 時間、366 日の支援のある障がい者支援施設を新設しない、利用者数を減らして地域移行することをめざしているならば、グループホームを24 時間、366 日安全・安心な住まいの場にしてください。日中、夜間、休日に対応ができるような支援員の配置が、事業所の負担にならずにできるようにしてください。事業所の熱意頼りにせず、運営の継続が可能な、働く意欲が増進するような事業所であるように支援を行ってください。職員の意欲の減退から虐待につながることも想像でき、利用者の暮らしに大きな支障がでることになります。</p> <p>(2)高齢化は、障がいの重度化や発病など必要な支援が多くなることに対して、支援員や事業所の負担過多にならないようにしてください。</p> <p>(3)地域支援のための拠点整備は、非常に期待しています。障がい者の高齢化・重度化等の対応や親亡き後を見据えて、障がい者が地域で安全・安心に暮らせる社会を目指して、障がい者ある人たちの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の拠点と考えるならば、各区に1か所</p>	54 【知】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>は整備が必要です。</p> <p>(4)グループホームの建設に対して、空き家の紹介や、建設の補助の拡充をお願いします。また、市営住宅の利用の場合は、利用しやすくするために建設や改装の時から、当事者の意見をきいてください。</p> <p>(4)個別給付になった地域相談(地域移行、地域定着)について、親元から自立を目指す知的障がいのある人たちの自立を目指す自立支援も取り組んでください。</p>	
	<p>私たちの生活は福祉施策に直結しています。障がいがあっても尊厳を持って生きられるような施策を望みます。</p> <p>意見には、国の施策によるものや制度のないものが多いありますが、ぜひとも、福岡市で拡充・独自の取組をおこなってください。そして、国への要請をお願いします。</p> <p>さまざまな意見をいたしました。当会では、啓発や当事者としての体験・意見の集約など、福祉向上のために積極的に協力・参画したいと思っています。</p> <p>知的障がいのある人の家族として生きることは、不幸なことではありません。むしろ、生命の尊さ・人として生きることなど深く考える良い機会が与えられる良い人生を生きることが出来ると言っても言い過ぎではありません。</p> <p>しかしながら、人の支援無くしては暮らしにくい人たちであるため、親が居なくなった時の目の前の我が子を想像することは、この身が引き裂かれるように辛く苦しいことです。</p> <p>現実には、老いていく親であり、親ではないきょうだいであっても、どんなにその人のそばに居て守ってやりたいと望んでも、有限の存在である私たちは、自然の摂理には逆らえません。</p> <p>安心して託せるところがあれば、知的障がいをもつ人の家族になれたことを幸せに感じて、今を生きることが出来ます。</p>	54 【知】
	<p>当会も高齢者が増加の傾向にあります。新入会員の年齢も高くなっているようです。</p> <p>80歳後半の方の入会者にとっては、教室に通うことが無理だといわれる方もおられます。高齢で歩くのが苦痛、介添えしてくれる家族もいない、タクシーを利用したくても経済的に無理等が原因で、結局は無音声のまま余生を過ごされる方が見受けられるようになってきました。</p> <p>このような人に、声を取り戻し、言葉によるコミュニケーションができるようになっていただくためには、指導員の在宅派遣も今後の課題として検討すべき時期に来ているのではと考えていますが、当会の指導員全て</p>	59 【身】

主な事業	意見	団体 番号
	<p>が、無償のボランティアです。</p> <p>福岡市からの事業委託金については、平成 22 年度から大幅に減額され苦しい運営を余儀なくされている状況では、新たな支出増は不可能です。</p> <p>一人でも無音声の方をなくすことが当会の理念でもあります。</p> <p>事業委託金の増額を、ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。</p>	
	<p>○福岡市が国の特区であること生かした施策(他の自治体で実施できない内容等)を</p> <p>各種法律制度の横断的で現実的な内容で (医療との連携、介護保険制度との関係、児童福祉法との関係)</p> <p>福岡市独自の制度導入、国の示す新しい制度等の先行実施</p>	65
	<p>○官の所有物等を民間へ貸与していく仕組み</p> <p>開かれた選考方法で実施。他の業界・団体等からの意見も反映。</p>	65
	<p>○各種統計データの公表と整理</p> <p>数値化し、広く市民のみなさんへ知らせていく</p>	65
	<p>多くの市民になかなか理解されない状況をなくし、差別や偏見をなくすため、関係者と関係各所轄庁、人権委員会や弁護士会、警察などに、トラブルや人権侵害、金銭トラブルやマルチ商法、通行人やセールスを装い、ひったくりや暴言、詐欺や窃盗、暴力にまきこまれないような対策を図り、社会の多くの場に安心して出て行くことが可能になるよう、街づくりやボランティアを広く呼び掛ける。</p> <p>当時者が望む教養娯楽やショッピング、レクリエーションなどを当時者と各事業所が企画できるようにすること</p>	67

* アンケート結果(追加提出分)

1. 地域生活支援関連

主な事業	意見	団体 番号
在宅サービス関連		
短期入所について	市内で不足している短期入所施設を充実してほしい。その際には、できれば各特別支援学校近郊につくってほしい。	56
移動支援関連		
移動支援について	療育手帳B2ではガイドヘルパーによる移動支援が使えない。軽度知的障がいの子どもは、将来の就労を考えたとき、一人で会社や事業所へ公共交通機関を使って移動するスキルを身に着ける必要があるが、そのためには相当な練習と場数を踏むことが必要で、保護者の支援には限界がある。知的障がいは軽度でも危ないことがわかっているとは限らない。例えば、一人で地下鉄を利用できていても、ホームドアで頼杖をついて地下鉄車内を眺めていたりすることがある。就労の支援とともに、一人でも難なく通えるスキルを身に着けるためにB2者への移動支援の拡充をお願いしたい。	56
	社会参加活動の支援として、移動支援の利用範囲の拡大・利用対象の拡大をお願いしたい。 幼少より、通園、通学、通勤、散歩等により利用できると社会のマナーなども身につくと思われ、より社会参加がしやすくなると思う。	56
その他について	市営地下鉄で障がい者割引を使って改札を通る場合、緑色のランプが点灯する。運賃の不正防止に必要だと承知だが、軽度知的障がいの女児が一人で利用する場合、障がいがあることがほかの利用客にもわかってしまい、年頃の女児が犯罪に巻き込まれる心配が拭えない。(健常者に比べて自衛能力が低いと思われ狙われやすい)ランプを点灯させずに通れる方法を考えていただきたい。	56
	療育手帳Aは無料、Bは半額という差がある。すでに特別児童扶養手当で差がついており、B2では特児すら出ない場合がほとんどで自動車税の減免もない。軽度であっても正社員として採用されることは少ないので、経済的な負担が重いと感じる。せめて地下鉄運賃の手帳AとBの差をなくしていただきたい。	56
施設サービス関連		56
その他について	グループホーム・ケアホームの一元化により、重度の障がい者もよりグループホームを利用しやすくなると思うが、やはり入所施設での支援を	

主な事業	意見	団体 番号
	受けたいと望む声も多い。入所待ちの人も多く、なかなか入所施設を利用できない状況にある。新しい入所施設は作れないと聞くと、重度の障がい者でも安心して暮らせる施設ができることを望む。	
その他(複数項目にまたがるものを含む)	親亡き後の障がい児・者が楽しく、安全に暮らしていけるように、地域生活拠点を充実してほしい。	56

2. 就労支援・社会参加関連

主な事業	意見	団体 番号
就労支援関連	就労継続支援A型B型事業所等の、実績に基づく、補助金継続支援制度の策定、または協働政策支援の充実をお願いしたい。(指導力のある事業所には、長く多くの障がい者に対して支援をしていただきたいから)	56
	近年、就労移行支援事業所が多く設立されており、選択肢が広がるのはありがたいが、選ぶ基準がわかりにくい。中身が見えにくいいため見学や実習先の選択にも迷う。就労移行支援事業所の就労実績や活動内容が一目でわかるような可視化を進めていただきたい。	56

4. 権利擁護関連

主な事業	意見	団体 番号
権利擁護関連		
その他について	施設職員による虐待や暴力が聞かれるが、そのような事がないように指導監督をお願いしたい。	56